

改

正

後

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【一面】

1面

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

○ この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。

また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。

○ 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。

○ 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。

● 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合

……1面・2面・3面（4面の記載は必要ありません。）

● 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合

……1面・2面・3面（「4」を除く）・4面

○ 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。

○ 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」… 軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」… 軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(平成23年分以降用)

H23.11

改

正

前

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【一面】

1面

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

○ この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。

また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。

○ 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄（3面の「4」各欄の上段）に、その合計額を二段書きで記載してください。

○ 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。

● 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けない場合

……1面・2面・3面（4面の記載は必要ありません。）

● 交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合

……1面・2面・3面（「4」を除く）・4面

○ 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。

○ 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨)鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」… 軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物
「金属造②」… 軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

(平成18年分以降用)

H20.11

改

正

後

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【四面】

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合〔交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用買換え（措法36の2）・震災買換え（震法12）など〕

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F－G)
収用代替		①－③－④	$② \times \frac{F}{①-③}$	
上記以外		①－④	$(②+③) \times \frac{F}{①}$	
短期・長期	所・措・震 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換（措法37・37の4）などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J－K)
① ≤ ④		①×20%	(②+③)×20%	
① > ④		(①－④)+④×20%	$(②+③) \times \frac{J}{①}$	
短期・長期	措法 条の	円	円	円

改

正

前

個⑥102 譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】【四面】

4 面

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

5 交換・買換（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。
取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
※ 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え（交換）以外の場合〔交換（所法58）・収用代替（措法33）・居住用財産の買換え（措法36の2）など〕

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F－G)
収用代替		①－③－④	$② \times \frac{F}{①-③}$	
上記以外		①－④	$(②+③) \times \frac{F}{①}$	
短期・長期	所・措 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え（交換）（措法37・37の4）の場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J－K)
① ≤ ④		①×20%	(②+③)×20%	
① > ④		(①－④)+④×20%	$(②+③) \times \frac{J}{①}$	
短期・長期	措法 条の	円	円	円

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）